

## 手 数 料 表

### (報酬の返還)

求人者(以下「甲」という)は、採用決定者が株式会社メタブリッジ(以下「乙」という)に入社後、採用決定者の都合により退職し、または採用決定者の責めに帰すべき事由に基づき甲が解雇した場合(以下「自己都合退職等」という)、採用決定者の勤務開始日を起算日として、以下に従い報酬の一部を甲に返還するものとする。ただし、甲の法令違反または労働契約違反に起因する退職の場合はこの限りではない。

| 退社時期         | 返還する報酬 |
|--------------|--------|
| 勤務開始日から30日未満 | 80%    |
| 勤務開始日から60日未満 | 30%    |
| 勤務開始日から90日未満 | 10%    |